

# タクシー類似行為禁止

福島 運転代行業者に街頭指導

県と県警などは26日、福島市の中心市街地で自動車運転代行業者に対する街頭指導を行い、居酒屋から駐車場まで客を乗せるタクシー類似行為の禁止徹底などを呼び掛けた（写真）。

自動車代行業者は、随伴車に客を同乗させることができず、居酒屋から駐車場などへの有償輸送はタクシ

ー類似行為として道路運送法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰則が規定されている。

街頭指導は昨年に続き2回目。今回は東北運輸局福島運輸支局と同市の職員も参加した。警察官らは随伴車の表示ルールを守っているか、料金を通知しているかなどを確認した。



福島県公安委員会

## 運転代行適正営業を

福島県、県警などが指導

運転代行業者による違法なタクシー類似行為が県内で横行していることを受け、県と県警本部、福島運輸支局などは二十六日夜、福島市中心部で運転代行業者に適正な営業を徹底するよう指導した。運転代行業者が利用者を代行業者の車に乗せて利用者の車がある

待ちをしているパセオ通りやJR福島駅前をパトロールした。タクシー類似行為や、利

用者に料金を事前に説明しないなどの違法行為がないかを確認した。全国運転代行協会県支部によると、行政が主導して指導を行う取り組みは全国で初めてといふ。

県職員と警察官ら合わせて十四人が業者が